

広島経済大学経済学会会則

第1条 本会は、広島経済大学経済学会と称し、事務所を広島経済大学（以下「本学」という。）に置く。

第2条 本会は、経済学・経営学及び関連諸学に関する諸問題を研究及び調査することを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達するために次の事業を行う。

- (1) 紀要の編集並びに刊行
- (2) 研究集会及び講演会の開催
- (3) その他、本会の目的を達成するための事業

第4条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 普通会员
ア 本学専任教員
イ 本学大学院学生及び学部学生
- (2) 特別会員
ア 本学名誉教授
イ 本会に入会を特別に希望する者で、評議員会の承認を得たもの
- (3) 賛助会員 本会のために特別の援助を与える者

2 前項第1号アの規定にかかわらず、講師の入会は任意とする。

第5条 本会を円滑に運営するため、次の役員を置く。

- (1) 会長は、学長がこれにあたり、本会を代表して会務を統括する。
- (2) 副会長は、学部長がこれにあたり、会長を補佐する。
- (3) 評議員は、全教員をもって評議員会を組織し、本会の運営を行う。
- (4) 幹事は、地域経済研究所委員会委員をもって幹事会を組織し、本会の事業を推進する。
- (5) 会計は、事務局長とする。
- (6) 会計監査は、評議員2人をもってあてる。

第6条 会員は、次の会費を納入する。

- (1) 第4条第1号アに規定する普通会员の教員は、年額2,000円を納入する。
- (2) 第4条第1号イに規定する普通会员の大学院学生及び学部学生は、年額1,000円を納入する。
- (3) 前号に関わらず、大学院長期履修学生については次の通り取り扱うこととする。
 - ① 大学院前期課程在籍者 3年目以降の会費を免除する。
 - ② 大学院後期課程在籍者 4年目以降の会費を免除する。
- (4) 第4条第2号に規定する特別会員及び同条第3号に規定する賛助会員については、別に定める。

2 会費の納入期限は、次の通りとする。

- (1) 前項第1号に規定する者は、原則として毎年度6月末日日とする。
- (2) 前項第2号及び第3号に規定する者は、毎年度前期授業料納入期限日とする。
- (3) 前項第4号に規定する者は、別に定める。

3 年度途中で退会した会員の会費は、返却しない。

4 本会の経費は、会費をもってこれに充てる。

5 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

6 決算書には、会計監査が監査の結果を付記し、署名押印しなければならない。

7 会計報告は、評議員会において行う。

第7条 会員は、本会が主催する講演会、研究集会等に出席することができるほか、研究及び調査の活動を行うに必要な便宜が与えられる。

第8条 本会の運営を円滑に行うため、評議員会を年1回開くものとする。ただし、会長が必要と認めた場合、臨時の評議員会を開催することができる。

2 評議員会は、会長、副会長、評議員及び会計をもって構成する。

3 評議員会は、次の事項を審議及び報告する。

- (1) 前年度の事業報告及び会計報告
- (2) 当該年度の事業計画及び予算案
- (3) 規約の改正に関する事
- (4) その他、必要と認める事項

4 評議員会の定足数は構成員の過半数とする。

第9条 本会に関する事務は、地域経済研究所で取り扱う。

第10条 本会則の改正は、評議員会の承認を要する。

附 則

この会則は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成9年12月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成12年6月8日から施行する。

附 則

この会則は、平成16年6月10日から施行する。

附 則

- 1 この会則は、令和3年6月10日に改正し、令和3年4月1日に遡って施行する。
- 2 改正後の第6条第1項第2号の規定については、令和4年度及びそれ以降に入会する入学生及び編入学生から適用し、令和3年度入学生については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第6条第2項の規定については、令和4年度及びそれ以降に入会する教員、大学院及び学部の入学生並びに編入学生から適用し、令和3年度に入会した者については、なお従前の例による。
- 4 改正後の第6条第3項の規定については、令和3年度及びそれ以前の年度に入学又は編入学した学生に適用しない。修業年限内に学籍を離脱した大学院生又は学部生については、それぞれ入学時に納入した金額を修業年限数で除した金額（1,500円）に、修業年限から在籍年数を減じた年数に乗じた金額を返金する。

附 則

この会則は、2022（令和4）年6月9日から施行する。

附 則

この会則は、2024（令和6）年4月1日から施行する。

広島経済大学経済学会申合せ事項

- 1 幹事会の長は、地域経済研究所委員会委員長がこれにあたる。
- 2 幹事会に論集編集委員会を置き、編集委員会は幹事が兼務し、第3条第1項第1号の事業を行う。

（平成12年6月8日 経済学会評議員会で決定）

（平成16年6月10日 改正）